

## 第4次笠間市男女共同参画計画策定について

### 1. 計画策定の背景・趣旨

#### (1) 国の状況

国においては、男女共同参画社会の実現をわが国の最重要課題として位置付けるとともに、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取り組みは世界的な人材獲得や日本経済の成長にも関わるのものとし、危機感を持って強力に取り組む必要があるとしています。

また、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」とどまらず、年齢や国籍、性的指向など、多様な人々を包摂し全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会（多様性を認め合い共生する社会）の実現にもつながるものとしています。

そのような中、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

#### (2) 県の状況

茨城県では平成13年3月に「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づく基本計画を策定し、施策を総合的に推進してきました。

令和2年11月には男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進に加え、性別にとらわれず、誰もが個性と能力を發揮し、あらゆる分野で活躍できる人材の育成を推進することを目的にダイバーシティ推進センター「ぽらりす」が設置されました。

現在は、令和3年3月に策定した「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」に基づき、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

#### (3) 笠間市の状況

笠間市では、平成18年に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく基本計画（第3次笠間市男女共同参画計画：平成30年度～令和4年度）を策定し、女性も男性も暮らしやすい社会の実現を目指すため、5つの基本理念に基づき、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

しかし、急激な人口減少や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢が大きく変化する中、活力があり持続可能な地域社会を作るためには、個々の多様性を受け入れ、認め合うことで、誰もがその能力を發揮することができる社会の実現が不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画意識の啓発や、女性の更なる社会への参画促進、多様な人材が活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みなど、国、県の方向性を踏まえながら、笠間市における男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するために、令和5年度から9年度を計画期間とする、第4次笠間市男女共同参画計画を策定するものです。

## 2. 計画の基本理念

本計画は、「笠間市男女共同参画推進条例」を具体的に推進していくためのものであるから、条例に掲げる以下の5つの基本理念に基づくものとします。

### (1) 男女の人権の尊重と平等の確保

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの性を尊重しながら、生涯にわたる健康と権利を確保する必要があります。

### (2) 性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、だれもが自立した個人として多様な生き方が選択できるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

### (3) 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保する必要があります。

### (4) 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援

家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できるようにする必要があります。

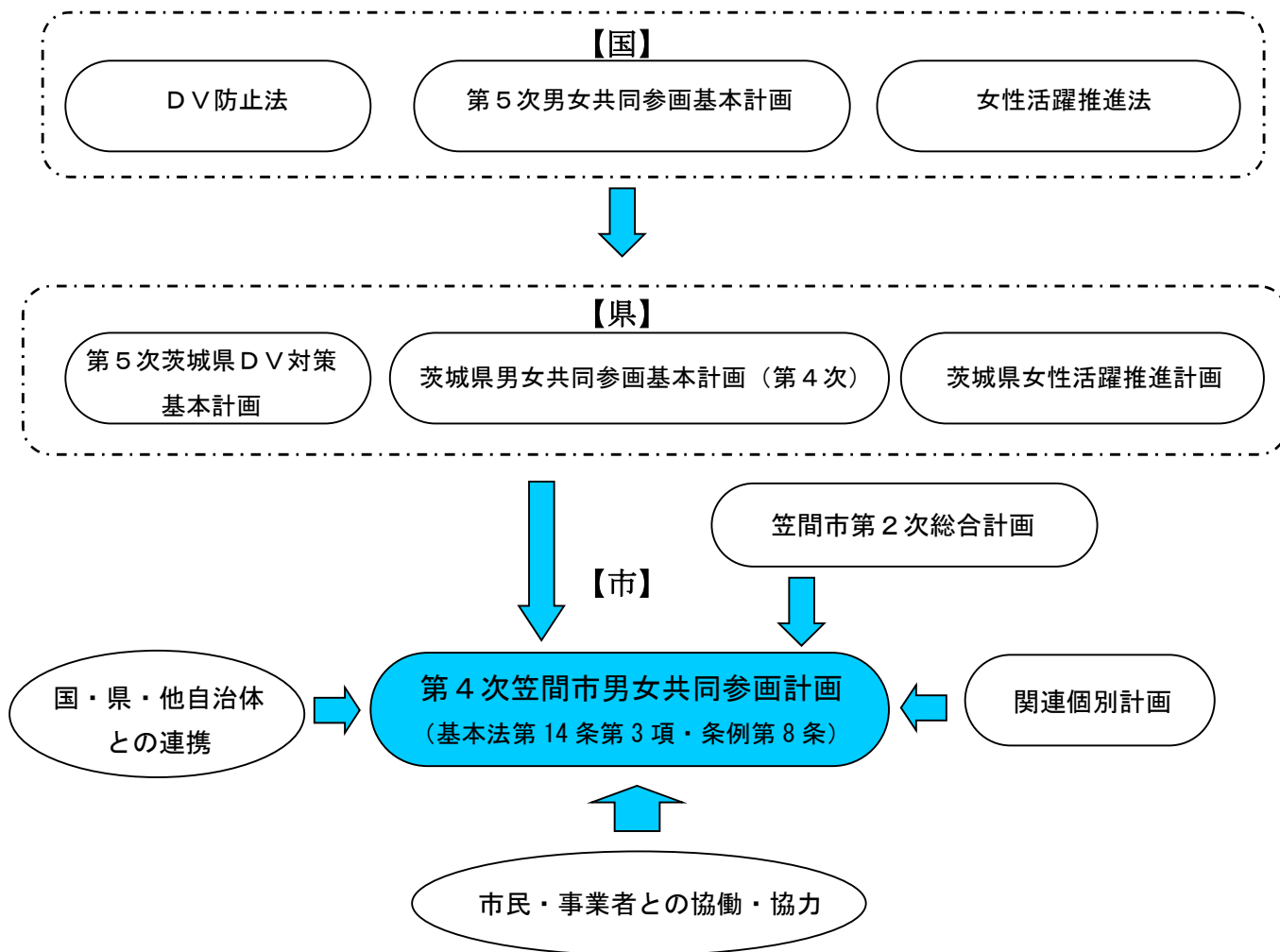
### (5) 国際的協調の下における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のために、国際社会におけるさまざまな取組みを考慮し、連携・協力しながら推進する必要があります。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項における「市町村男女共同参画計画」及び笠間市男女共同参画推進条例第8条に基づく「基本計画」に位置付けられるもので、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の方向性、笠間市の現計画に基づき取り組んできた施策の課題を踏まえるとともに、「笠間市第2次総合計画」を上位計画とした個別計画として、総合計画及び関係諸計画と整合性を図りながら、市民・事業者と協働して取り組むべき具体的な施策を推進していくものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づくDV対策基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく女性活躍推進計画を一体化した計画となります。



#### 4. 計画期間

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5ヵ年を計画期間とします。

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
第5次男女共同参画基本計画（長期的な施策の方向）									
（具体的施策）									
茨城県男女共同参画基本計画（第4次）									
			笠間市第2次総合計画						
		第4次笠間市男女共同参画計画							

#### 4. 策定スケジュール

本計画は、別紙スケジュール（案）に基づき、策定することとします。

# 「第4次男女共同参画計画策定スケジュール」

令和4年7月22日現在  
 (スケジュールは適宜変更する場合があります。)

作業項目	令和4年度																																						
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30			
<b>1. 現状把握</b>																																							
①基礎的データ・資料の整理分析																																							
②施策や事業の実施状況の把握																																							
③各種アンケート調査結果分析																																							
<b>2. 計画案・概要版の作成</b>																																							
①計画骨子案の作成・修正																																							
②計画素案の作成・修正																																							
③計画書の作成・修正																																							
④概要版の作成・修正																																							
⑤パブリックコメント																																							
<b>3. 男女共同参画審議会</b>																																							
①笠間市男女共同参画審議会																																							
					</																																		